

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	初期渋沢栄一の自由主義経済思想：「臣としての実業家」という観点から見た『立会略則』の分析
Author	坂本 慎一
Citation	経済学雑誌, 99 巻 1 号, p.41-57.
Issue Date	1998-05
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	<小特集>近代日本の経済学とイデオロギー
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

小特集：近代日本の経済学とイデオロギー

初期渋沢栄一の自由主義経済思想

——「臣としての実業家」という観点から見た『立会略則』の分析——

坂 本 慎 一

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 序 | 1. 当時の国際状況と渋沢の思想 |
| I. 「臣としての実業家」という概念 | 2. 「田舎紳士」の概念と渋沢栄一 |
| 1. 実業家よ「国臣」たるべし | 3. 背景の総括と二重性 |
| 2. 実業家もまた「国臣」なり | III. 総括 |
| II. 渋沢の二重の主張の背景 | |

序

『立会略則』は渋沢栄一が大蔵省に勤務していた頃、まだ株式会社制度（合本制度）が定着していなかったため、それを啓蒙する目的で書いた本である。この本は渋沢の実業思想の真髄が込められており、後に三十代の若さで民間に下ってから実業界で活躍する指針になったともいえる本である。

『立会略則』は渋沢によると、初めから渋沢が全てを書いたものではない¹⁾。それは伊藤博文と一緒にアメリカに渡航して正貨銀行（specie bank）について調べてきた吉田次郎（二郎）の起草がもとになっているようである。吉田は後にアメリカ総領事になった人物であるが²⁾、この書の具体的なハウ・トゥーに関する記述は渋沢の知識ではなく、おそらく吉田によるものであろう。逆にその思想的な部分、つまり少なくとも「主意」と「制限」は渋沢が書いたものと思われる。この推測の真偽は、東京北区にある渋沢資料館にもその手稿は残っていないため、直接は確認することができない。しかし以下の考察で明白になるように、この思想的な部分は「財政に関する建議書」や『青淵百話』と同じ主張が込められている。また序文を書きながら自分の名で公表しなかった『会社弁』とは異なり、『立会略則』は責任感の人一倍強い渋沢が自分の名で公表しているのだから、全てを渋沢の主張と判断することもできよう。さらにその具

〔キー・ワーズ〕

水戸学、国家意識、フリーランスの臣、二重性、田舎紳士

- 1) 〔8〕821頁。しかし当然のことながら渋沢も手を加えている。注4参照。
- 2) 吉田次郎については〔18〕3巻、484頁、486頁。

体的な部分については、後年渋沢は「幼稚なもの」と述べているが³⁾、思想的な部分是最晩年までその主張は殆ど変化していない。以上のことから、『立会略則』の「主意」と「制限」などの思想的部分は初期渋沢経済思想の真髓が込められているはずと断定できる⁴⁾。

しかしこの『立会略則』は、現在まであまり正しく評価されていない。その評価は古典派経済学や新古典派経済学の観点からの評価が多かった。つまり渋沢は実業家の自由を説き、政府の市場不介入を説いた点で先進的であったという解釈である。例えば飛鳥井雅道氏は次のように述べる。

「福地は『会社弁』を明治四年に、渋沢も同年に『立会略則』を発表し、民間の会社・銀行の理論と実際を紹介したのである。注目すべきは渋沢栄一の本だった。商業には政府が干渉してはならないと説いていたのであったから。」（〔1〕40～1頁）

あるいは尾佐竹猛氏は次のように評価した。

「『立会略則』には会社の説明を主としてあるのであるが、商業には政府の干渉すべきでないことを随所に説明してあるのは流石に渋沢子（渋沢子爵の意—引用者）である。」（〔22〕8～9頁）

両者とも確かに渋沢の経済的自由主義を評価している。しかしその主張がどのような思想的根拠によって述べられているか、ほとんど注意を払っていない⁵⁾。

この種の分析方法は主流派経済学と渋沢の思想の数少ない共通点についてのみ言及するにとどまり、その本質について言及していない。渋沢は若い頃から儒学を修め、基本的には儒学の発想で数々の実践を行なったが、それがまったく看過されてしまっているのである。本稿ではこの『立会略則』の思想を、渋沢が若い頃水戸学を修めたという事実を重視して、儒学的社会論の観点から分析することを試みる。それは取りも直さず「臣」概念を基軸とする分析であり、国家意識と引き換えに許される臣の権利に視点をあわせるものである。

江戸時代の主流派である朱子学にしろ、徂徠学にしろ、また徂徠学の影響を大きく受けた水戸学にしろ、儒学的社会論においては、利を求める行為は義と一致するべきと考えられていた。これは逆に言えば、義に一致した利はその存在価値が認められるものであったといえる。また君主には民を安んずる絶対的義務があり、そのために利を求めることもあるとされた。これがさらに徂徠学や水戸学では、君に忠義を誓う「臣」がその義務を代行し、臣はその行為を自主的に考えて自主的に行なわなければならない、君もその臣の主体性を尊重しなければならないと

3) 〔8〕821頁、「今日の法律眼から見たら幼稚なもの」。

4) 「財政に関する建議書」についても、どの部分が渋沢で、どの部分が井上によるのか、ということも興味ある問題であるが、これも渋沢資料館に手稿が残っていない。

5) その他、近年の渋沢研究においては、渋沢を民間外交の先駆者として評価する研究〔4〕〔5〕や、社会福祉活動の実践者としての研究〔17〕など、渋沢の思想よりは活動についての実証的な研究が多い。経済思想の研究については島田昌和氏の研究〔12〕もあるが、『立会略則』やその経済自由主義は、未だ誰の手によっても本格的な思想研究の対象にはなっていない。

されるようになったのである。つまり渋沢が若い頃学んだ水戸学では、君に忠義を誓う臣は民を安んずる義務を負い、そのために利を求めることも時には必要になる。そして臣はその行為をいちいち君の命令にはよらず、自主的に行なわなければならないのである。渋沢が理想とする実業家像は、その延長上にあり彼の経済的自由主義の主張は、この系譜上で分析されるべきであろう⁶⁾。そして以下の考察で明らかになるが、この主張はアダム・スミスらが主張した経済的自由主義とは似て異なるものであり、まったく別な思想的構造と基盤を持っているのである。

I 「臣としての実業家」という概念

渋沢栄一は「君臣の観念を重んずるのは、日本の最も良いところである」(〔18〕 2巻177頁)と述べるように、「自分は国の臣である」という立場を終生大切にした。渋沢が官僚を辞職する時、井上馨と連名で書いた「財政に関する建議書」においても、彼は「不忠ノ臣タルヲ欲セズ」とのべている⁷⁾。つまりその主張が、「忠臣」としての自己意識に貫かれており、国のためを思えばこそ、政府のやり方に反対するという自主性を現前し、その辞職が決してエゴイズムによるものではない事が主張されているのである。

そしてこの視点で『立会略則』の思想的部分を分析すると、その中には二つの主張が隠れていることが発見される。まず第一に渋沢は、実業家たるもの「国臣」として国家意識をもってその経営にあたるべきであると主張し、そして第二に国家に対しては、実業家にはその営業の自由を認めるべきであると述べるのである。

1. 実業家よ「国臣」たるべし

まずその実業家への主張であるが、彼は『立会略則』で次のように述べる。

「されは貿易売買するを指して商業と為し、其職とする者を指して商人と云ふはまことに天賦の美名にして、唯一人一個の生計を営むか為の名にあらず、能く此主意を心得大に商売の道を弘むれば、小にして一村一郡、大にして世界万国の有無を通し生産もまた繁昌し、遂に国家の富盛を助くるに至らん、是商の主本要義にして凡そ商業を為すもの心をこれに留めざるへからず」(〔22〕 114頁)

つまり商業に携わるものはその仕事が国家全体の利益にかなうものであるから、その意識を持つべきであるという。これは平田流国学のいわゆる「家職産業報国論」とほぼ同様の主張で

6) 坂本〔6〕参照。〔6〕において筆者は、徂徠学・水戸学における「臣」と「利」のあり方を分析し、それがいかに渋沢の実業家概念に近いかを示した。

7) 〔19〕70～1頁。その他この「財政に関する建議書」は、〔7〕939～949頁、〔8〕295～303頁、〔10〕200～209頁、〔18〕3巻、744～748頁などに所収。それぞれカタカナを平仮名に直したり、題名が異なったりはしているが、内容は同一である。

あり、徂徠学・水戸学の系譜に見られる「義利両全」思想の一種でもある。これらの思想によれば、利を求める活動は「国家の富盛」と結びつかなければならない。渋沢はここにおいて、後にのべるように「私権」は主張するが、「私益」や「私論」にたいしては否定的なのである。渋沢は更に言う。

「物相交わり相通するより商法の道を生ずれば、能く此道をおしひろめて全国の富を謀るべき事なり。夫れ故商業を為すには偏頗の取計ひなく自身一個の私論を固執せず、心を合せ力を一にし相互に融通すべし。若し一個の私論を固執し或は偏頗の取計をなし、相融通するの道なければ、品物流通せずして更に利益を得ること能はず、故に商業をなすには切に会同一和を貴ふ。」〔22〕114頁

渋沢は幕臣としてフランス留学の最中に株式会社制度、つまり合本制度について学びこれを日本でもやろうと思って帰国したのであるが、その精神がここによく現れている。まさに会同一和となって自身の私論を超えて団結し、その経営にあたらなければならないというのが渋沢の主張である。これゆえに渋沢は「通商会社」と「為替会社」、つまり現在でいう商事会社と銀行を設立し、それによって「全国の公益を謀る」〔22〕114頁）べきであるという。

当時の日本は近代化への道を歩み始め、殖産興業はそのうち重要な位置を占めていた。その活動は当然のことながらエゴイズムに基づくものであるべきではなく、国家意識によって統一されたものでなければならない。その役割を担うのが商業であり、その要が「商社」なのであった。渋沢は言う。

「商社は会同一和する者の、惧に利益を謀り生計を営むものなれとも、又能く物質の流通を助く、故に社を結ぶ人、全国の公益に心を用ゐんことを要とす。

凡そ商業の用たるや、有無を通し物産を繁殖するを以て専務と為す、故に内国外国を論せず、通商の道に志すものは、勉めて物産の繁殖をたすけ国民の職本を盛んにする事に心を用ゆべきなり。」〔22〕114頁

つまり実業家は国家意識を持たなければならない。これは儒学的社会論でいえば「国臣」であり、渋沢が理想とする実業家は、武士に国家意識を持つことを主張した水戸学の「臣」そのものなのである。

そしてこの発想は渋沢が大蔵省に仕官する以前に存在し、また晩年までかわらない発想であった。渋沢は幕臣としてフランスへ行き、その帰国後大蔵省に仕官する以前に、まず静岡藩に仕官するが、そこで半官半民の会社を設立した。それは最初に「商法会所」と称し、のちに廃止され新たに「常平倉」となるが、これはどちらも銀行と商社を合体したようなものであり、後者は特に米価の安定をはかるためのものであった。そしてその商法会所の「組合商法会所御取建之儀見込申上候書付」で渋沢は次のように述べている。

「諸運上御冥加等一切無之ニ付而ハ、商社御取建被成候とも別ニ御利益無之筋ニ候得共、上を利し候より国を利し候処の御趣意ニ随ひ候儀ニ而、眼前之御利益相現れ不申候とも、

国中の融通よろしく、会社蓄積之金銀多分出来候……」〔18〕2巻103頁)

この場合の「国」は静岡藩のことであり、国家全体についての意識を説く水戸学とはその規模において異なるが、やはり類似した発想が現れている。その事業はあくまで公益のためのものであり、ただ自分のつかえる君主個人だけに利益があることを目指すのではなく、藩内の人々全ての利益を考えて行なわれるものであると主張している。また同様の発想も、渋沢の作成による「商法会所規則」に書かれている。

「今般御城下おゐて商法会所御取建、組合商社御開被成候儀ハ、国中の金銀融通よろしく、御国産相殖候様との御趣意ニ而、全御領民利潤いたし候ための御仕法ニ候間、掛り役々とも別而厚く相心得、正路之取扱いたし、御趣意相貫候様可致候事」〔18〕2巻104頁)

ここでもやはり会社のあるべき利益は藩全体の利益であり、「全領民を利潤する」ことが目的として述べられている。

ここでの渋沢の主張は、必ずしもフランス留学の成果によるものだけではない。それはむしろ武士として、公のものに奉仕することを希望した若き頃の渋沢の、現実的に変化した姿と見るべきではないだろうか。水戸学によれば武士は国臣たるべきであり、国家へ命をかけて奉仕する存在である。そして時代が物質的繁栄を要求しているのであれば、それに奉仕するのが臣下の役目と渋沢は考えたのであろう。あるいは日本が近代化を目指す当時の状況では、実業家こそが積極的に臣下となって国力増進に参加しなければならないと考えたのではないだろうか。ここにおいて、国臣としての実業家、実業家としての国臣という発想が渋沢に生まれたと言える。

だからこそ経営に携わるものには「私権」はあっても、「私益」があってはならない。彼らは臣なのであるから、臣としてふさわしい形で利益をあげなければならない。つまり不当に私益をむさぼろうとするものには、かえって「私権」を許してはいけないのである。渋沢は商法会所の後進である常平倉の「常平倉壁書」には、次のような言葉も盛った。

「商売は有無を通し、物価之低昂を宰するの私権を有するものに付、心得違之者之節は、詐術を以諸物之儀価を作為し、私利を営之害も相生し可申候間、能々注目し、往々均平之法を以、其私権を奪却候様可致事」〔18〕2巻194頁)

商売はあくまで公の利益に即したものでなければならない。したがって武士の忠義に反するような、不当に私腹を肥やすようなものは、実業の権利を奪取せよというのである。それは現在で言えば、インサイダー取引引きや資金着服等の背任行為を行なうものことであり、渋沢はこのような者は公益を担う「臣」にふさわしくないと見なしたのである。これは恐らくは実務に携わるうちに出てきた経験則であろう。前身の商法会所は不正が多発したために廃止となったが、その失敗がここに禁止事項として盛り込まれている。

やがて彼が『立会略則』を記すときに、この時の経験がまさに蘇ったのではないだろうか。だからこそ彼は、その書物の冒頭にまず「実業家よ国臣たるべし」と主張したのであろう。実

業家の私権、実業活動の権利は、あくまでも国家意識と交換条件なのであり、公的意識を持つことが実業を行なう商人の前提条件なのであった。

そして彼にとっては「実業家の啓蒙」はライフワークでもある。かれは官僚辞職にあたって井上馨と書いた「財政に関する建議書」のなかでも、やはり次のようにも述べている。

「欧米諸國ノ民タル概ネ知識ニ優ニシテ、特立ノ志操ヲ存ス。且其国体ノ然ラシムル処ヨリ、常ニ政府ノ議ニ参スルヲ以テ、其相保持スル猶手足ノ頭目ヲ護スルガ如ク、利害損失内ニ明ニシテ政府ハ唯之外廷タルニ過ギズ。今我民ハ即此ニ異ナリ。久シク專擅ノ余習ニ慣レ、長ク偏僻ノ固陋ニ安ジ、知識開ケズ志操確カラズ、進退俯仰、只政府ノ命ニ之レ遵ヒ、所謂権利義務等ノ如キニ至テハ、未ダ其ノ何物タルヲ弁ズル能ハズ⁸⁾。」

ここではこの建議書が政府宛であったことも原因で、『立会略則』などに比べればその述べ方がやや抽象的である。しかし多くの日本の民が権利や義務の観念にたいして、無知であったことは、「国家意識をもって実業にあたるべし」と説く渋沢から見れば、憂慮すべき状態に違いない。当時の実業家は、なかなか国家意識を持つ「臣」になろうとはしなかった。だからこそ渋沢は官職を辞任し、あたかも見本を見せるが如く、民間に下って臣としての実業家を後に実践してみせたのである⁹⁾。渋沢は自らを国臣であると自認していたからこそ、そのような行動をとったのであろう。

2. 実業家もまた「国臣」なり

江戸時代の徂徠学や、その影響下にあつて渋沢も学んだ水戸学では、臣には言論の自由があることになっている¹⁰⁾。臣下は君主に対して「諫言」を行なえる権利があり、政府の間違いを指摘することが道義的に許されている。渋沢は自分を臣下であると自認していたのであるから、当然この権利を行使することが出来る。

渋沢栄一の『立会略則』を誉めたたえる人は、渋沢がその中で実業家の「私権」と政府の市場不介入を説いている点を指摘する。これは臣渋沢の、政府に対する明かな諫言であり、ある種のマニフェストとも言えるかも知れない。渋沢は言う。

8) 注7参照。

9) 同様のことも「維新以後における経済界の発展」において渋沢は後に回想している。「日本においてもどうしても株式会社組織によるよりほかはない、そうするのが最良の方法と私は深く信じたのである。殊に官民階級の相違が当時のような有様ではとうてい進歩は出来ぬ、民間の実力が大いに増進し知識が発展して、ただ政府の命令のみに依存するという風習がなくなればならぬ。一言にすれば当業者の知識を進め人格を上げると同時に資力を進むるのである。かくの如くすれば、必ず実業界の発展は期せられる。」[10] 232頁。

10) 坂本〔6〕参照。厳密に言えば、徂徠学・水戸学においては、臣には君に諫言する「義務」がある。つまり君の過誤を見過ごさない臣が「忠臣」である。臣は主体性を持っていなければ、真の忠臣たりえない。この「臣に認められるべき主体性」に、渋沢は「私権」ということばを当てはめていると解釈できる。注11参照。

「社は私の社にして政府の社にあらず。故に政府の免許を受るは、唯主意と定約規則との政府の掟に觸合はざるやを伺ふのみにて、会社と政府とは全く公私判然たれば、商業に於ては決して政府の威権を假るべきものにあらず。商社は相交わり相通するの道より生ずれば、社の大小、人の多少を論せず均しく同等の私権を有す。凡そ品物売買するには、買買、売又は博奕に類する空相場の事あるへからず。全く普通自由の所為たるべきものとす。商社を結ぶは、元來心を協はせ力を一にするの私権より生ず、故に其定約規則等国法に觸れ合ふ事なければ、何地何人を論せず政府之を准さるを得ざる筈なり。……商社を結ぶは政府より之を命するものにあらず、既に商社を開きし上政府より其業を指圖すべきものにもあらず」〔22〕115頁)

徂徠学・水戸学によれば、義利は両全しうるものであり、臣が民を安んずるために利を求めること自体は道義的に許されている。その影響を受けた渋沢は洋行の結果、利を求める臣には自由に商売をする「私権」があると考えた¹¹⁾。その私権ゆえに政府は国法に觸れない限り、実業家の自由を認めなければならない。それは、とりもなおさず市場に対して政府がやたらと関与するべきではないという事を意味している。実業家の活動はその私権に由来し、市場での活動はまさに「全く普通自由」であるべきなのである。ここに渋沢の経済的自由主義が明白に現れていると言ってよい。

ちなみに渋沢は「私権」の概念を次のように説明している。

「私権とは人々その身に附きたる通義にして他人の犯し妨げ得ざるものをさして云ふ事に敢て法度に拘はるものにあらず」〔22〕114頁)

もちろんこれは先に述べたように、国家意識に裏付けされて初めて許されることである。ところがそれまで臣の自由は思想の自由について説かれることがもっぱらであり、行動の自由は完全ではなかった。なぜなら臣は君に仕官してこそ臣としてその存在を認められていたのであって、誰にも仕官はしていないが臣としての自由を行使できるといった発想はなかったのである。しかし渋沢は「臣が持つ主体性」という概念を、官僚以外の範ちゅうにまでおし広げた。臣はそれまでも比較的主体的な存在であり自由であったが、渋沢は更に水戸学の発想を押し広げて、言わば「仕官しない臣」「フリーランスの臣」というものを発想したと言えよう。つまり直接官僚の職に就くのではないが、やはり国家意識を持って活動する実業家、国臣としての自由な実業家を発想したのであった¹²⁾。渋沢によれば、臣としての実業家は、国家意識においては官僚と同等であり、政府は実業家の主体性を認めるべきである。その認めるべき主体性

11) 筆者は、渋沢の西洋受容は、日本に初めてアダム・スミスを紹介した田口卯吉ら西洋主義者に比べて遙かに部分的であったと考えている。渋沢が洋行などを通じて、どのような形でどの程度西洋を受容し、また受容しなかったのかについては、田口卯吉との比較で別に論じる予定である。

12) 渋沢の西洋受容は部分的であったが、渋沢は独自に水戸学を解釈していたはずである。これに関しては、晩年渋沢の儒学思想も含めて他の儒学者との比較において、別に論じる予定である。

こそが「私権」なのであり、だからこそ渋沢は「社は私の社にして政府の社にあらず」と述べたのである。後に渋沢は『青淵百話』で次のようにも語っている。

「愛国の心ある者は言ふ迄も無く君に忠なるものである。君に忠なるものは愛国の心深きものである。けれども役人にならねば愛国の実は拳がらぬ、官吏でなければ忠君の道は立たぬといふ法はなかろうと思ふ。官吏であらうと、軍人であらうと、弁護士であらうと、教育家であらうと、將た又商業者であらうと、国家を愛する心、君に忠なる点に至っては皆同一である。」（〔7〕93頁）

忠君愛国の信条があれば、官僚だろうと実業家だろうと同等である。つまり同等の「私権」が保証されるべきである、と渋沢は考えた。ここにアダム・スミス等とは全く異なる思想的基盤を持った、儒学的社会論の延長としての経済的自由主義の主張がなされたのである。言わば水戸学の観念を延長し、公的意識による義利両全を前提として「臣」の観念を現実主義的に変形した経済的自由主義が誕生したのであった。

そしてここでの「政府」の意味も、もしかしたら抽象的な思想によるものではなく、非常に具体的な意味も込められていたのかも知れない。大久保利通をはじめ当時の政府高官達は、当初は政府主導で富国を謀ろうとしていた。しかしその方法は明白ではなく漠然としたものであり、彼らには「実業家の自由な活動によって富国を謀ろう」という積極的な意見はなかったのである。渋沢は、後に大久保利通について次のように語っている。

「大久保は国家の柱石ともいわれる人で現に大蔵省の主権者でありながら、理財の実務に熟せざるのみならず、その真理さえも了解しがたい、井上は切に拮居して経営しつつあるが、独力でいかんとも為し得ざるであろう、加之大丞以下の職員は多く大久保の幕僚であるから井上の趣旨を遵奉してその職に勉強して指揮に従うことは甘んじない、しかる時は大蔵省は向後不規則な会計事務を取ってついに永続せざるのみならず、世間の識者に笑われるような始末に陥るのほかはない。」（〔10〕187頁）

これは渋沢が退官の理由を説明しているところであるが、それは大久保の不理解が決定的であったようである。渋沢の言う「政府」とは具体的には、大久保利通以下その子分的な官僚達のことを指していたのではないだろうか。つまり『立会略則』は、大久保等に対する批判を暗に含んだ面もあるとも言えるかも知れない。

しかしその以前からも、渋沢には「政府に介入されずに自由に実業を行なう」といった実業の発想があったことは確かである。先ほどの「常平倉壁書」において、既に引用した通り、渋沢は「商売は有無を通し、物価之低昂を幸するの私権を有する」と、その私権の概念についてははっきりと述べている。これは恐らくは、フランス留学の成果の一部ではないだろうか。渋沢は、留学により「強国の基は経済にあるといふ事理の精神だけは十二分に感得」（〔18〕2巻25頁）したと述べている。「私権」という言葉の意味も、この際に同時に学んできたのではないだろうか。

もちろんこの静岡での主張では、その私権は乱用すべきでないといった主張が主であり、政府の不介入を説いたわけではない。この時点では、まだそこまでの経験はなく、むしろ私権という概念は義務と交換のうちにあるということのみが強調されている。従って、『立会略則』で私権の言葉のもとに政府批判を行なったのは、やはり大久保等への具体的意識が加えられていたと考えても大きな間違いではなさそうである。

そしてその政府批判はさらに辞職の際の建議書において、より一般化されて述べられるようになる。井上と渋沢は言う。

「古人言アリ。日ク、民ヲ視ル傷ムガ如シト。今ヤ政府ノ斯民ヲ視ル、雷ニ傷ムガ如キ能ハザルノミナラズ、却テ之ヲ法制ニ束縛シ、之ヲ賦税ニ督呵スル或ハ昔日ニ加フルアリ。……夫レ此ノ如キナク、政府ハ愈歩ヲ開明ノ域ニ進メテ、民ハ愈陋ヲ野蠻ノ俗ニ甘ンジ、上下ノ相距ル何雷霄壤ノミナランヤ。政理ノ民力ニ負ク既ニ此ニ至ラバ、其全ナル者未ダ以テ善トナスニ足ラズ、ソノ美ナル者未ダ以テ美トスルニ足ラズ、其憂フベキヲ見テ未ダ其喜ブベキヲ見ザルナリ」¹³⁾

つまり政府は過度に民間に対して規制を行なったが、これは民間の活力を削いできただけである。それはかつての日本で行なわれていた、専制的な人民支配を更に凌駕しているくらいだと言うのである。ここで言う「古人の言」とは孟子のものであるが、そのようなやり方は、古来から行なわれてきた方法にも反する。それはつまり翻って言えば、上手なやり方で民を自由にすれば民はその本来的な活力を発揮し、国の発展にも寄与しうるであろう、それゆえに政府の規制主義的なやり方は間違いである、という考え方である。

渋沢が主張を行なうとき、このように古人の言を引用し、伝統が持つ正当性を借りて表現する事が多い。それはとりもなおさず、渋沢は大久保が当時嫌ったような西欧崇拜者ではなく¹⁴⁾、むしろ日本の伝統のオーソリティー、とりわけ儒学思想に則って思考を行なう人物であったことを意味している。渋沢の言う「実業家の自由」は、確かに西欧市民社会の発想に非常によく似ており、彼はそれを何の手も加えずに日本に持ってきたように一見見えるが、全くそうではない。むしろ彼はそのような発想がどのような形で日本に定着しうるか、どのような概念で説明すれば説得力を持つか、といったことも同時に考えていたのである。彼は、洋行帰りの浮き足だった自由主義者のように誤解されたのかもしれないが、彼の発想は非常に地に足のついた日本の伝統に則るものであった。

彼は実業家の自由を、徂徠学や水戸学にあった臣のリベラリズムとして考えた。徂徠学や水戸学では、君は臣の主体性を認めなければならず、臣を君の個人的奴隷にははいけないとされている。そして渋沢によれば、実業家の仕事は国家のために役に立つものであり、また日本

13) 注7参照。

14) 大久保の西洋崇拜批判は、[20] 16頁など。大久保が渋沢を嫌っていたことは周知の史実であるが、それは誤解による部分もあったのではないかと推測される。

の独立を保つためには是非とも必要なものである。彼らはそのために官僚と同等にその権限すなわち「私権」を有効に使う存在であり、この私権を犯すべきではない。彼らはその私権を国家のために使い、その国家意識のゆえに、必ずや国家の富盛に役立つ存在である。彼らは国家の経営において、物質面を担当する重要な役割を担うフリーランスの国臣になりうる存在である。否、実業家もまた臣下なのである。渋沢の主張は、こう言い換えることが出来るであろう。

II 渋沢の二重の主張の背景

前章の説明によって、『立会略則』の思想にある種の「二重性」があることが確認された。渋沢はまず実業家も臣になり、国家意識を持ってその活動を行なえと述べている。それはつまり、当時の商人は国家意識をあまり持っていなかったということである。しかし同時に彼は、国家に対して実業家もまた臣足りうると説いている。つまり実業家は国家意識を持っていれば、臣としての自由が行使できると言っているのである。実業家が現に国家意識を持っていなければ、実業家の自由を認めよという主張は成り立たないはずなのに、渋沢はなぜこのような二重の主張を行なったのであろうか。

残念ながら初期の渋沢は、当時の社会状況についての議論や考察を詳しくは行なわなかった。むしろ彼は民間に下って実践してみせた人間である。彼は言論よりも実行の人間であった。なぜなら彼が学んだ水戸学には「学問事業、不殊其効」という発想があり（[21] 328頁）、思想は実践によって活かされなければ意味が無いという発想が色濃い。つまり「実践もまた思想なり」と言える考え方である。渋沢も水戸学に大いに感化されたのであるから、彼の実践主義は水戸学に起因するものと考えられるであろう。

しかし渋沢が実践によって示したことの一部は、後年別な機会に徳富蘇峰によって似たような考察がなされている。この章ではこの蘇峰の議論も参考に、当時渋沢が考えていたことの背景にはどのようなことがあったと推測できるか、蘇峰の議論の分析も交えて考察する。それは当時の国際状況と国内状況それぞれの分析であり、その分析を踏まえて彼の主張の二重性がどのように整理できるかを論及する。

1. 当時の国際状況と渋沢の思想

渋沢栄一の生まれた1840年は、ちょうど阿片戦争が勃発した年でもある。彼は実業家として殖産興業に努め、晩年はアメリカとの民間外交等に尽力した。その生涯は、あたかも日本が列強の植民地になるのを防ぐためにあったかのようなようだったとも言える。そして彼がそのような形で活躍できたということは、当然彼の基本的な価値観自体は当時の日本人によって共有されていたと考えうるものである。

渋沢の主張の根本はやはり、日本の独立を保つことであった。それは当時の政府高官にも強

く共有されていた観念である。例えば、松方正義は明治14年に「財政議」を書いたが、それには次のような一節がある。

「此時ニ当リ設ヒ本論ノ目的ヲ行ハント欲スルモ時機既ニ空滅噬臍及バズ、全国ノ形勢ハ
変ジテ埃及、土耳其若クハ印度ノ如キ慘状ニ陥キルモ只空シク手ヲ束ネテ待ツコトアラン
モ測ル可カラズ。正義一念此ニ及ブ毎ニ惣肌膚粟ヲ生ジ悚然タラザルモノナシ。」〔20〕
118頁)

松方は当時の日本を指して、埃及（エジプト）土耳其（トルコ）印度（インド）のような惨状にいたってはならないと言う。その主張から、日本は明治14年（1881年）になってもまだその危険な状態からは逃れていなかったことが伺える。当時国家意識を持つ者は皆この「エジプトやトルコのようになるなかれ」という危機意識を共有していたのであった。

このような対外危機意識は、もちろんのこと江戸時代末期からあり、それを最も強く主張したのが国体思想を完成させた水戸学であった。渋沢も若い頃感銘を受けた水戸学の大家、藤田東湖も『回天詩史』のなかで次のように言っている。

「北陸に丁卯の変あり。西辺に戊辰の変あり、其後十余年、文政の初め、英吉利、海に航して、再び相州、浦賀に抵る。幾くもなく、又我が常北大津の陸に上り、又薩の室島に上り、牛を掠めて去る。其の他、漁民を海上に誘ひ、略すに珍異の物を以てし、或は授くるに邪教の書を以てし、或いは巨砲を鳴し、内地を震駭する者、歳として之れ無きはなし。」〔16〕187頁)

事実外国船が日本近海に出没することは、当時多々あったようであり、一説によると水戸藩だけで文政5年から8年でそれは十数回にもものぼったという〔21〕523頁)。そしてその戦艦の少なからずが、陸地に向かって大砲を打ち鳴らしていたのであれば、攘夷論が説かれて当然とも言えよう。「遠人服せざれば、文徳を修めてもってこれを來き、すでにこれを來けば、これを安んず」（『論語』李氏篇）あるいは「己の欲せざるところ、人に施すことなかれ」（同、衛靈公篇）という発想を持つ儒教の国では、他者に迷惑をかけることは絶対的な義務であり、侵略は大罪である。単純な攘夷論はやがて富国強兵へと変化したのが、日本の独立を守るべきであるという主張の本質は不変であった。そしてこのような危機意識は、明治にいたってもエリートたちに共有され続けたのである。

ここに初期渋沢の主張を重ねあわせると、それは次のように言えるのかも知れない。つまり実業家の「私権」を認めよということは、実業家の自由を認めるべきであるとの事であるが、それは取りも直さず「政府のみが国家の独立を保つ仕事を独占するべきではない」ということを意味していたのではないだろうか。国家意識は今までの考察で明らかのように、自由や私権が与えられる前提であったが、これはより多くの人間によって共有されたほうが、より国家を富盛するためには有効である。そのほうがより早く大規模に物質面で国力増進を謀ることができ、日本の独立を保つことができる。だからこそ渋沢は『立会略則』を記し、実業の啓蒙に

努めたのであろう。

植民地化を逃れるということは、明らかに現世的物質的要求であるが、同時に精神的な意味での国体護持でもある。それは言うまでもなく「万世一系」の天皇家の存続であり、この此岸の超越性を持つ伝統の正当性こそが、日本人の精神の砦であったと言って良い。それは国家を保持することと同義であるが、「国家」は儒学では、人民のもの「天民」のものである。つまり象徴的・精神的には天皇への忠義の結果であった「国体の護持」は、現実的・具体的には、人民を守ることを意味内容としていたと言えるであろう。国体とは本質としては国家の伝統であり、伝統が持つその正当性の根拠のことであるが、これに対して具体的、現象的な国体護持とは、人民の生活を守ることを意味していた。

ここに渋沢の主張を重ねれば、彼が説いた「実業家も臣であるべし」という主張と「実業家も臣として認めよ」という主張は、更に明白な意味を帯びてくる。それは取りも直さず列強の侵略に対する日本の国体護持の主張であり、渋沢の切羽詰まった二重の主張はそれが背景となっている。渋沢が理想とした実業家は、その臣下としての精神性は国体に直結していた。そしてその物質性、具体性、或いは現象としての活動は国力を増進して人民を守ることと連結していたと言えるだろう。精神として国家と連結し、物質面では直接人民を裕福にする、それが臣となった実業家の謂いである。渋沢の二つの主張は、国体を守ることと関連付けて言えば、「国体を守るために実業家も参加せよ」と「国体を守るために実業家の手も借りよ」と言い直すことが出来るであろう。

2. 「田舎紳士」の概念と渋沢栄一

明治21年「国民之友」に連載された徳富蘇峰のいわゆる「田舎紳士論」は、原題を「隠密なる政治上の変遷」といい、社会進化論の立場から書かれた、当時としては進歩的な発想の議論である。この考察は渋沢が『立会略則』を記した明治4年よりかなり後に行なわれたものであるが、それでも渋沢がその時どのような読者を想定していたかを分析するのに興味深い示唆を与えていると言える。

まず蘇峰はその議論の中で「田舎紳士」を次のように説明する。

「田舎紳士とは何ぞ。英国にて所謂『コンツリー、ゼンツルメン』にして即ち地方に土着したるの紳士なり。彼等は多少の土地を有し、土地を有するが故に、土地を耕作するの農夫、農夫によりて成り立ちたる村落に於ては、最も大切なる位地を有せり。生活に余裕あるに非ざれども、亦不足なるにも非らず。」（[15] 30頁、[19] 276頁）

これは社会の中間層を意味しており、それでいて首都東京に偏って存在する人々ではない。経済的には比較的裕福であり、かつ日本中に存在する人々である。蘇峰はこの概念をイギリスの中間層からヒントを得たようであるが、その精神生活については具体的に次のように説明する。

「何となれば彼等は従来半士半商の性質を養い得たる者なればなり。……彼等は時として

商売往来を読めども、亦時としては論語を読む事あり、時としては撃剣を学べども、亦時としては算盤も学び、齊しく是れ一の馬なれども、農事の忙はしき時には之を農馬として用ひ、農事の閑なる時には乗馬として之を用ひ、其小作人地方の小民に接する時には、純乎たる治者の如く、其地方の代官奉業に接するときには、純乎たる被治者の如く、総じて論ずれば、封建平民の酸味を嘗めたれども、未だ卑屈なるに至らず、封建武士の甘味を喫したれども、未だ高慢あるに及ばず、不充分ながらも社会全体の情味を知り得て、社会一部分の境遇に压抑せられざるものは、先づ此の田舎紳士なりと云はざる可らず。」〔15〕30頁，〔19〕277～8頁）

この精神生活こそは、埼玉の実家にいた頃の渋沢そのものであり、彼もまた田舎紳士の性質を持つ家に生まれた（〔7〕714～34頁参照）。蘇峰はこのような精神性を持つものこそが、新しき時代の中間層にふさわしいと考えたのである。そしてその田舎紳士とは蘇峰が言うには「天下国家のことを思ふて一身一家を忘るるに至らず、一身一家のことを思ふて天下国家を忘るるに至らざる」（〔15〕30頁，〔19〕277頁）人々である。つまり個人の強い主体性と公共への意識をバランスよく持った、時として治者（君や臣）、時として被治者（民）になる人々である。

この田舎紳士はそれゆえに、自主的な活動をさせても信用するに足る人々であると蘇峰は考えた。つまり彼等は国家意識を持っており、主体性も持っている。それならば彼等の独自の活動は、彼等の自由にしても国家の利益を損ねるようなことはなく、むしろ国家にとって利益となるであろう。それは商業においても同様にあてはまり、彼等が自由に商業することは国益に適うことであると蘇峰は考えた。蘇峰における実業の義務と権利の構造は、渋沢と同様の考え方であったと言える。

もちろん史実が示すように、その後の田舎紳士の興隆はならなかった。蘇峰は社会進化論の影響を受け、平民主義社会の到来を期待して田舎紳士にその希望を託したが、田舎紳士の上層部の多くは寄生地主になって行き、下層部は度重なる不況で没落してゆく。その多くは蘇峰が理想としたような、気概高い活動に従事したのではなかった。

しかし豪農より身を立てた人も、相対的には少なかったが全くいなかった訳ではなく¹⁵⁾、渋沢栄一も明治4年に『立会略則』を記した時は、それを念頭に置いたのであろう。渋沢は自分もとは農民であったことは、全く恥じてはいなかった。むしろ場合によってはそれに利点を見いだそうとするくらいであり、彼自身は自分をごく普通の人間であると考えていた節がある。例えば彼が一橋家に仕官していたころ、農民より兵を集める際に、自分も元は百姓であり、昨今の時勢、つまり幕末に感じて色々と挑戦した結果、一橋家にお使いできるようになったと

15) 例えば，〔2〕39～44頁。当時では少数派であったが、田舎紳士として、率先して地方産業の発展に寄与した人たちは存在した。彼等は言わば「田舎愛国」としてその地方の発展に努め、やがて自由民権運動の担い手などにもなって行く。また、渋沢の『立会略則』に反応して銀行業を始めた人々も、まさに「半士半商」の人々であった。

言って彼等を説得した¹⁶⁾。このとき彼が農民出身であることも要因の一つとして幸いし、農民たちに信用されて多くの兵を集めることができたらしい。

確かに蘇峰がこの議論を展開したのは明治21年であり、渋沢が『立会略則』を記した明治4年とは状況が異なっているし、両者の目論見はそれぞれ異なっている。渋沢は日本の独立のことを考え、蘇峰は平民社会の到来を期待して論を進めた。しかし渋沢が、実業家を啓蒙しようとした際には、蘇峰と同様の発想が彼の根底にはあったであろう。つまりかつての自分と同じような農民であっても、その倫理性と公のものに奉仕する気概の高さがあれば、実業は技術的にも道徳的にも可能であると彼は考えたのではないだろうか。この時点で、彼は特に多くの社会階層をつぶさに見てきたわけではない。彼にとって最も容易に発想できる階層の人間は、かつて京都で交流した下級武士か、彼と同じような豪農層であったことは間違いない。彼は『立会略則』であらたに実業を担うべき社会階層に関しては一切触れてはいないが、客観的に見て彼の発想は蘇峰と同様、中間層を意識して為されたものであろう。もちろんそれは更に下層レベルの人々を差別する意味合いがあったわけではなく、彼が自然に発想した場合、おそらく蘇峰と同じように田舎紳士をそのモデルとしたのではないだろうかというだけである。渋沢が想定した読者は上は政府だが、下は田舎紳士だったのではないだろうか。

3. 背景の総括と二重性

以上、当時の二つの情勢と渋沢の二重性を重ねれば、次のようにまとめることが出来るであろう。まず日本が植民地化されるかも知れないという危機的状況は、渋沢達にとって極めて憂慮すべきものであった。そこには切羽詰った現実が存在した。そして一方には田舎紳士たちがおり、ここには危機打開の可能性があった。もし列強の侵略の勢いが、田舎紳士興隆の可能性に比べて相対的に強すぎれば、それは極めて悲観すべき状態である。そのような状態であったなら、渋沢は実業社会をあきらめてまったく別な主張を行っていたかも知れない。しかし渋沢にとって当時の状況は、悲観すべき状態と楽観するべき状態のちょうど中間であった。列強の脅威により、急いで国富の増大をはかる必要があり、渋沢は危機感を持ったが、日本の中間層にはそれを打開する可能性があった。

そして儒学の伝統の上に立つ渋沢の発想では、まず実業家は国家意識を持って国臣にならなければならず、それを前提として初めて政府は実業家の自由を認めえるものである。本来は実業家に十分な国家意識を持たせてからではないと、政府に実業家の自由を認めさせることはできない。しかし実業家をゆっくり啓蒙する時間的余裕もないため、渋沢は実業家の啓蒙を目指しつつ、その成果の出る前に政府をも説得するという性急な行動に出た。渋沢が『立会略則』で二重の主張をあえてしたのは、必要かつ可能性があったからであると言える。悲観すべき状

16) [10] 94頁。[8] 72頁と81頁。

態が性急な主張をする必要性を生み、樂觀すべき状態がそれを成功させる可能性を想定させたのである。

また、このように「裁量権を持つものに公的意識の義務を説く」という態度・思想それ自体は、元田舎紳士としての渋沢の道德心そのものとも言える。それは言わば伝統的な発想であり、当時の状況には関係のない主張である。その様な発想は江戸時代からすでにあり、徂徠学、水戸学は勿論、石田梅岩、本多利明、佐藤信淵なども述べていたことである。その点では彼は禁欲的で、伝統的な儒学の発想に忠実だった。したがってこの発想を根底に述べた彼の発言は、現在でも通用するものが多いと言わざるを得ない¹⁷⁾。

しかし渋沢は後に、政府があまり実業家を自由にしなかったのは、実業家が臣下足りえなかったからであるという見解を示している¹⁸⁾。つまり実業家はついに道德的足りえなかった、従って臣下としての自由も認められなかったと言うのである。渋沢は道德的足りえ、国臣たりえたが、誰でもそうなれるわけではなかった¹⁹⁾。

Ⅲ 総括

以上徂徠学・水戸学の分析の成果を前提として、『立会略則』の二重の主張とその背景の分析を試みた。まず『立会略則』には、実業家も国家意識をもって実業にあたるべきであるとする「実業家もまた国臣たるべし」という主張が内在する。また実業家は国臣になりうる人であるから、政府は彼らを信用してその主体性・自由を認めるべきであるとする「実業家もまた国臣なり」という主張も内在する。

これらの主張は一見矛盾しているが、それは当時の状況からその根拠が推測できる。まず第一に日本は幕末以降、欧米列強の侵略の危機にさらされており、早急に国富の増大をはかって国力を増強する必要がある、それは危機的状況そのものだった。そして実業家の予備軍は、日本各地に田舎紳士として準備されていた。渋沢は自身が元田舎紳士であるから、恐らくはこのような人々を念頭に置いて実業の啓蒙を図り、その可能性を信じていたのであろう。それはつ

17) 例えばそのような発想が根底にあった例として、渋沢は過剰なインフレには常に反対しており、信用以上の富を作らないことを重視した。〔18〕 3巻765頁以降所収の土屋喬雄氏の論文「大蔵省在官時代における井上馨及青淵先生の健全財政・健全通貨主義」の指摘にもあるように、渋沢はバブルを嫌った経済学者でもあった。

また、このようにバブルを嫌う発想そのものは、江戸時代から農本商末思想の中に存在していた。渋沢の発想もそれらの延長上にあったと想像される。

18) 「概して（ヨーロッパに比べて一引用者、以下同）日本の（実業家の道德の）程度が大に卑いと言はなければならないのである。故に物の一致も出来ず、人の力も伸びぬので、彼所へ問へ、此所に妨げられ、終始此（政府）の妨害の為に進歩が見られないのである。」〔8〕708頁。

19) 「臣」ではない人は、儒学では「民」である。渋沢が臣に成り切れない人あるいは成りたがらない人、則ち「民」についてどのように考えていたのかは、先に述べたほかの儒学者との比較研究において論じる予定である。

まり楽観すべき状況であった。渋沢はこの危機的状況とそれが打開される可能性の両方を感じ、性急にも二つの主張を同時に行なったのであろう。

以上が本稿の分析であるが、同時にこの種の問題一般について、ある種の読者は次のような疑問を提示するであろう。それは、かの有名なマックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で展開された議論と渋沢の思想はどのような連関を持っているのか、という問題である²⁰⁾。また渋沢が説いた儒学的社会論による経済的自由主義は、アダム・スミス型の経済的自由主義とは思想界や実業界においてどのような連関を持っているのか、といった問題も提起されうるであろう。これらの問題については、以後の課題としたい。

参 考 文 献

- [1] 飛鳥井雅道『近代の潮流』講談社現代新書、1976年
- [2] 色川大吉『近代国家の出發』（日本の歴史 21）中公文庫、1974年
- [3] 王家驊「渋沢栄一の『論語算盤説』と日本的な資本主義精神」渋沢研究会編『渋沢研究』第7号、渋沢資料館発行、1994年
- [4] 片桐庸夫「渋沢栄一と民間外交」渋沢研究会編『渋沢研究』創刊号、渋沢資料館発行、1990年
- [5] 木村昌人『渋沢栄一—民間外交の創始者』中公新書、1991年
- [6] 坂本慎一「渋沢栄一の実業家概念についての儒学的社会論による分析」未刊行
- [7] 渋沢栄一『青淵百話』同文館、1913年
- [8] _____『渋沢栄一自叙伝』渋沢翁頌聴会、1937年
- [9] _____『論語講義』明德出版社、1975年
- [10] _____『雨夜譚』岩波文庫、1984年
- [11] _____『論語と算盤』国書刊行会、1985年
- [12] 島田昌和「渋沢栄一と協調会」渋沢研究会編『渋沢研究』創刊号、渋沢資料館発行、1990年
- [13] 土屋喬雄『渋沢栄一』吉川弘文館、1988年
- [14] 蕪塚一三郎他『埼玉の先人 渋沢栄一』さきたま出版会、1983年
- [15] 藤原正人（編）『国民之友』（復刻版）第2巻、学習堂、1966年
- [16] 水戸学大系刊行会『藤田東湖集』井田書店、1940年
- [17] 山名敦子「明治期の東京養育院」渋沢研究会編『渋沢研究』第4号、渋沢資料館発行、1991年
- [18] 龍門社篇『渋沢栄一伝記資料』（全68巻）渋沢栄一伝記資料刊行会、1955～65年
- [19] 『官僚制 警察』（日本近代思想大系3）岩波書店、1990年
- [20] 『経済構想』（日本近代思想大系11）岩波書店、1988年
- [21] 『水戸学』（日本思想大系53）岩波書店、1973年
- [22] 『経済篇』（明治文化全集第10巻）日本評論社、1992年（『立会略則』所収）

20) 王〔3〕において、その種の問題が扱われている。王氏の分析に対して基本的な点で筆者に異論は無いが、氏は徂徠学・水戸学については全く触れておらず、若き日の渋沢の儒学思想が水戸学によって培われたことが看過されている。また、「渋沢栄一の（儒学の）再解釈は、文章の字句の解説から見ても、思惟の展開と論理的証明から見ても、もの足りるほど厳密さを持っているとは言えない」（同35頁）という主張は根拠をもって述べられていない。さらに徂徠学以降の儒学においては、「実践」もまた「思想」であることも見過ごされている。

以上のほか、

[23] 杉原四郎・長幸男編『日本経済思想史読本』東洋経済新報社、1979年、第3章第2節

[24] 土屋喬雄『日本の経済学者』日本評論社、1941年、附録二

などでも、簡単な渋沢経済思想の分析が行なわれている。